

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊長 橋野 真一

下記のとおり一般競争入札を実施するので、「契約条項」及び「入札及び契約心得」を承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：使用済車両売払い
- (2) 規 格 等：別紙内訳書のとおり
- (3) 引 渡 場 所：陸上自衛隊与那国駐屯地
- (4) 引取（引 渡）期限：代金納付の日から5日以内（令和8年3月31日（火）までに搬出）
- (5) 代 金 納 付 期 限：令和8年3月31日（火）

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度全省庁統一競争参加資格において、九州・沖縄の「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- (10) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (11) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（以下、「自動車リサイクル法」という。）に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。
- (12) 過去の使用済車両売払い入札にて、解体・破砕証明書の未提出があったことがない者
- (13) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (14) 入札参加者は事前に契約担当官等に連絡し、次に示す書類を令和8年1月30日（金）16時00分までに提出した者であること。
ア 資格審査結果通知書の写し

- イ 引取業者及びフロン類回収業者登録通知書の写し
- ウ 解体業及び破碎業許可書の写し
- エ 仕様書に基づく解体及び破碎の工程表
- オ 下請けさせる者は、下請負承認申請書

下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しないものとする。

下請申請確認期間：申請書到着から令和8年2月2日（月）16時00分まで

(15) 現場確認を行った者

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年2月12日（木）14時00分
- (2) 場 所：陸上自衛隊与那国駐屯地 会計隊入札室

4 現場説明会及び現場確認

- (1) 現場説明会
実施しない。
- (2) 現場確認
個別に対応するため、入札参加者は事前調整の上、実施されたい。調整する際の問い合わせ先については、第14項（10）イによる。

5 公告掲示及び契約条項、入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊事務室、西部方面会計隊公式ホームページ

6 落札決定方法

- (1) 総額決定（税抜き）
- (2) 総額が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 電信、電話及びFAXによる入札
- (2) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約金額の如何に係わらず、落札決定後遅滞なく、「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を提出する。
- (2) 適用する契約条項
- ア 不用物品売払契約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項
 - エ 売払い物品の解体に関する特約条項
- 「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする」とする。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

11 違約金等に関する事項

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収することができる。
- (2) 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収することができる。

12 売払代金に関する事項及び物件引渡の時期

- (1) 物件引渡しの時までに売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付は現金又は納入告知書による払込で、現金の場合は指定の時間までに会計隊事務室にて完了する。
- (3) 代金を納付した日から原則として5日以内に引取を完了する。
- (4) 所有権の移転時期は、当該物件の解体及び破碎の完了を届け出て、契約担当官が承認したとき。

13 貿易管理令に基づく輸出制限

当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

14 引渡車両の解体及び処分要領

- (1) 本件の引渡車両の解体及び処分作業は、与那国島内で行うものとする。
- (2) 契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあって官側の現地確認を受ける。そのため、受注者は、落札後速やかに解体及び破碎の工程表を提出し、官側担当者との解体及び処分の時期等について調整を行うものとする。

15 その他

- (1) 「入札等参加者心得」に承知し、入札に参加する者については、入札書に「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
- (2) 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 郵便による入札の場合は、令和8年2月10日（火）16時00分必着とし、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。
- (4) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (5) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

- (6) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (7) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (8) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

(9) 問い合わせ先

〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地

ア 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

TEL 0980-87-3771 内線347

FAX 0980-87-3779

第442会計隊 担当：山本

イ 仕様書及び現場確認に関する問い合わせ先

TEL 0980-87-3771 内線321

FAX 0980-87-3779

与那国駐屯地業務隊補給科 担当：山崎